

CBD（カンナビジオール）を含む電子タバコや健康食品等は 大麻成分 THC が含まれているおそれがあるため、ご注意ください

相談事例1

飲むとよく眠れるということで、医師から CBD オイルという大麻草から作る食品を紹介された。違法な商品ではないのか。

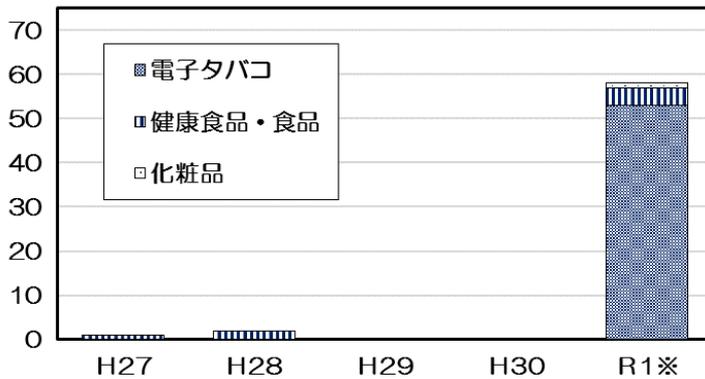
相談事例2

リキッドにカンナビジオール（CBD）という大麻の成分が含まれている電子タバコ。公的機関から効果効能が公表されている安全性の高い成分と販売サイトに書いてあるが、本当か。



都内の消費生活センターには、CBD（カンナビジオール）を含む商品の相談が、令和元年度に 58 件寄せられています。CBD とは、主に大麻草の茎や種子から抽出される成分です。

CBDを含む商品に関する相談件数（都内）



※令和元年度は令和2年2月末までの件数

令和元年度 相談案件の内訳

電子タバコ	53 件
健康食品・食品	4 件
化粧品	1 件
合計	58 件

東京都消費生活総合センターからのアドバイス

- ★ 現在日本国内では、CBD（カンナビジオール）は医薬品成分ではなく、健康食品等に用いられているものです。しかし、精製が不十分だと THC（テトラヒドロカンナビノール）という麻薬に指定される成分が含まれる可能性もあり、健康被害が発生するおそれがあります。

【参考】「大麻成分 THC を含有する製品について」厚生労働省（令和2年2月20日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/yakuhin/yakubuturanyou/other/torishimari_00004.html

- ★ 電子タバコや健康食品は医薬品ではないため、疾病への治療や予防効果、身体の組織機能の増強・増進効果をうたって販売することは医薬品医療機器等法に抵触する行為です。医薬品的な表示や効果効果をうたう表示・広告には注意しましょう。
- ★ CBD を含む電子タバコや健康食品等の購入について疑問や不安を感じたら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155
お近くの消費生活センター 局番なし☎188（消費者ホットライン）

＜悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください＞ <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。